

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和元年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

インフルエンザについて、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県・指定都市衛生主管部局宛てに令和元年8月22日付け事務連絡により、「『インフルエンザ施設別発生状況』に係る新シーズンの調査開始について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所と連絡することとされているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、各都道府県・指定都市衛生主管部局感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、国公立大学法人におかれましては各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれましては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康局結核感染症課までお願いいたします。

【本調査の概要に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課：03-5253-1111（代表）（内2036）

【本件事務連絡に関する連絡先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係
03-5253-4111（代表）（内2918）

事務連絡
令和元年 8 月 22 日

文部科学省大臣官房総務課
法令審議室審議第 4 係 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る今シーズンの調査開始について

標記について、今般、別添（写）のとおり各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課宛て連絡したところ です。

つきましては、地方公共団体の貴課関係部局等への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

なお、本調査は、学校保健安全法第 18 条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんので、併せて周知くださいますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係
電話：03-5253-1111(内線 2036)
E-mail:SARSOPC@mhlw.go.jp

事務連絡
令和元年8月22日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始について

インフルエンザ対策の取組の一環として、例年、流行期に「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成23年3月31日健感発0331第1号結核感染症課長通知）により、「インフルエンザ施設別発生状況」の報告をお願いしてきたところです。本年も流行期を迎えるに当たり、令和元年9月2日から9月8日までの週に係る報告から、新シーズン分として報告をお願いします。

本調査については、別添の注意事項及びインフルエンザ施設別発生状況に係るQ&Aに御留意の上、感染症サーベイランスシステムを用いて報告して下さい。また、都道府県の担当課におかれましては、管内の市町村（指定都市を除く。）における発生状況を取りまとめの上、報告をお願いします。

報告いただいた内容は、インフルエンザ定点報告及びインフルエンザ入院サーベイランスの結果と併せて、毎週金曜日（休日の場合は翌開庁日）に報道発表する予定です。

貴課におかれましては、本調査の実施に遺漏なきを期されるとともに、都道府県の担当課におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対し周知いただきますようお願いいたします。

(注意事項)

○感染症サーベイランスシステム(以下「NESID」という。)への入力は都道府県・指定都市の担当者が行ってください。(インフルエンザ施設別発生状況調査については、都道府県・指定都市単位で入力を行うこととなっております。)

○令和元年9月2日(月)から9月8日(日)までに係る報告から新シーズン分として入力してください。

○NESID への入力は翌週火曜日までに完了させてください(締切厳守)。翌週水曜日に集計を行うため、集計日当日に修正等がある場合は、厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室情報管理係に事前に連絡してください。

○休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」と NESID に入力を行ってください。

○新シーズンでの初発例が確認された年月日について、厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室情報管理係に電話連絡の上、結核感染症課アドレス(SARSOPC@mhlw. go. jp) にメールで連絡してください。

○NESID への入力方法は、感染症サーベイランスシステム業務システム編感染症発生動向調査システム県・市向け操作マニュアル67ページから71ページを御覧ください。

○本調査に関するご質問

健康局結核感染症課情報管理係

電話番号 : 03-5253-1111 (内線 2036、2035)

○NESID に関するご質問は NESID ヘルプデスクへお願いします。

電話番号 : 03-5740-8161

アドレス : nesid-helpdesk@toshiba-sol. co. jp

インフルエンザ施設別発生状況調査に係る Q & A

問 1 同一施設で複数の休業措置が行われた場合、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかに入力することとなっているが（施設数としては 1）、同一施設で同一週に学年閉鎖と学級閉鎖が行われた場合、在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

（答）

- 同一施設で学年閉鎖と学級閉鎖が重複した場合、当該施設に対して該当週になされた学年閉鎖と学級閉鎖の対象者の合計数をそれぞれ計上することになります。

<例>同一小学校で以下の休業措置がなされた場合

- ① 学年閉鎖：小学校 6 年（在籍者数：120 名、患者数 35 名、欠席者数 30 名）
- ② 学級閉鎖：5 年 1 組（在籍者数：30 名、患者数 6 名、欠席者数 6 名）

→在籍者数 150 名、患者数 41 名、欠席者数 36 名を計上する。

問 2 欠席者数が患者数を上回ることはありうるか。

（答）

- 欠席者数は、インフルエンザ様症状が原因で欠席した者の数であり、その他の疾患等により欠席した者については除外します。
- 在籍者数、患者数、欠席者数は、閉鎖される直前の数値を計上することとなるため、休業措置がなされたからといって、当該休業措置によって発生したインフルエンザ様症状を示さない欠席者数を計上するものではありません。
- 患者数は欠席者数に罹患登校者数（インフルエンザ様症状を示しながらも登校した者の数）を加えたものです。
- 以上のことから、欠席者数が患者数を上回ることはありません。

問 3 認定こども園で臨時休業があった場合、どこに計上すればよいか。

（答）

- 保育所型あるいは幼稚園型の認定こども園については、明確に区別可能なため、それぞれ保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園に計上いただきたい。
- それ以外の型の認定こども園については、明確な区別が困難であるため、各自治体で保育所か幼稚園の適切な方を判断いただき、計上いただきたい。

問4 インフルエンザ施設別発生状況調査について、同じ週に同じクラスが2度学級閉鎖になった場合、施設数と在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

(答)

- 施設数は「1」として計上していただき、在籍者数、患者数、欠席者数は対象者の合計数をそれぞれ計上することになる。

問5 小中一貫校についての計上方法はどのようにするか。

(答)

- 以下のとおり計上いただきたい。
 - ①初等部の場合→小学校に計上
 - ②中等部の場合→中学校に計上
 - ③両方に発生した場合→小学校と中学校の両方に計上
 - ④一体の校舎となっている等、不明な場合→小学校と中学校の両方に計上
- 中高一貫校等他の一貫校においても、同様の考え方で計上いただきたい。

問6 「その他」に計上する学校は何か。

(答)

- 学校保健安全法第18条に基づく報告対象となっている学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学以外の学校（特別支援学校、高等専門学校、専修学校等）を「その他」に計上いただきたい。
- 判断に迷う場合は、学校保健安全法の対象になっているかで計上の可否を確認願いたい。